

令和2年第6回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和2年6月18日（木） 16時30分開会
17時30分閉会
2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室
3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳
4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
理事（兼学校教育課長） 金崎良一
教育総務課長 宮司裕子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 課長補佐 峰 修子
5. 会議日程
開会
日程第1 会議録の承認について
日程第2 報告
日程第3 議事
(1) 議案第16号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(2) 議案第17号 長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(3) 議案第18号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(4) 議案第19号 長与町立学校通学区域検討委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(5) 議案第20号 長与町社会教育委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(6) 議案第21号 公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求める ことについて
(7) 議案第22号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(8) 議案第23号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(9) 議案第24号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
(10) 議案第25号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を

求めることについて

- (11) 議案第 26 号 長与町スポーツ振興審議会等の委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- (12) 議案第 27 号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- (13) 議案第 28 号 長与町奨学資金貸付規則の一部を改正する規則について

6. その他

- (1) 長与町学校施設長寿命化計画の策定について

閉会

議事録

○山本教育次長

改めまして皆さん、本日は大変お疲れ様でした。月曜日からの学校訪問、大変ありがとうございました。

それでは只今より、6月の定例教育委員会を開催いたします。

初めに、勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。

足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

次長も申しましたように、15日からの学校訪問も御協力いただきまして誠にありがとうございました。

例年ならば来週から、「長与の子供の心を見つめる教育週間」で「ペーロン大会」や「中学生による弁論大会」が開催される予定でしたが、どうしてもコロナの影響で、中止または延期となっておりますので、御紹介いたして、甚だ簡単でございますが、開会にあたっての挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○山本教育次長

それでは次第に沿いまして、会を進めさせていただきます。

まず初めに、5月22日に開催いたしました教育委員会の会議録につきまして、御承認の程お願いいたしたいと思っております。

御承認いただきますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございます。

それでは4の報告に移ります。

3枚目、1ページになります。

教育行政報告でございますが、主なもののみ御説明を申し上げます。

教育総務課では、今日までの学校訪問ということですが。

学校教育課の方になりますけども、6月15日の長与小学校をはじめ、今日まで4日間、町内8校の学校訪問を行い、委員の皆様から御指導を賜りました。どうもありがとうございました。

次に、生涯学習課でございます。

5月26日にスポーツ振興審議会、そして28日に文化振興審議会が開催されております。

令和元年度実績と今年度の事業計画等が報告されております。

それから6月6日に新規採用職員、そして今年度長与町に着任をされました先生方を対象に長与町の遺跡めぐり研修会を開催しております。31名の参加でございました。

続きまして、その他の新型コロナウイルス関連の教育委員会の対応についても御報告をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。新型コロナウイルスに関連した対応でございます。

こちらは、利用を制限しておりました町内学校施設の体育館を6月1日より、町民体育館のトレーニング室につきましては、事前予約制で利用人数と利用時間の制限を設けた上で、6月8日より利用の再開をしております。

以上が、行政報告となります。

次に学校報告でございます。

こちら、体罰の報告が1件あっております。

この件につきましては、個人情報保護の観点から、この後、非公開にて報告をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

続きまして委任事項でございますが、委任事項はございません。

以上をもちまして報告を終わります。これまでで御質問等ございませんでしょうか。

なければ、5番の議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、勝本教育長をお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第16号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長。

議案第16号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

学校評議員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項

の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので委嘱した方は10名、任期は1年でございます。

以上でございます。

○勝本教育長

議案第16号につきまして、質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では、ないようですので承認ということで、よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

続きまして、議案第17号です。

長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第17号 長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

長与町学校給食運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

こちらも任期満了に伴う委嘱でございます。委嘱した方は20名、任期は1年でございます。

以上でございます。

○勝本教育長

議案第17号につきまして、質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ではないようですので、承認ということで認めます。

○勝本教育長

続きまして、議案第18号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第18号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

長与町就学支援委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、

同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

こちらも任期満了に伴うもので委嘱した方は23名、任期は1年でございます。
以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第18号につきまして、質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では、ないようでしたら承認ということによろしいですか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第19号 長与町立学校通学区域検討委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第19号 長与町立学校通学区域検討委員会委員の委嘱につきまして専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

長与町立学校通学区域検討委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

任期満了に伴う委嘱でございます。今回委嘱した方は21名、任期は2年となっております。以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第19号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続いて議案第20号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第20号 長与町社会教育委員の委嘱についての専決処分の承認を求めるこ

とについての提案理由を申し上げます。

長与町社会教育委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規定第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

こちら、1名の方が辞退をされましたので、新たに1名の方に委嘱をしたものでございます。以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第20号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第21号 公民館運営審議会及び長与町北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第21号 公民館運営審議会及び北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

公民館運営審議会及び長与町北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

こちら任期満了に伴うもので委嘱した方は13名、任期は2年でございます。以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第21号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、ないようですので承認ということで認めたいと思います。

続きまして議案第22号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第22号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

任期満了に伴うもので委嘱した方は10名、任期は2年でございます。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第22号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第23号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきましての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第23号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

長与町図書館協議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

前任者の人事異動に伴いまして、新たに委嘱したもので委嘱した方は2名、任期は前任者の残任期間の令和3年3月までとなっております。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第23号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第24号 21世紀ふれあい基金管理委員会の委嘱についての専決処分
の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第24号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分
の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

任期満了に伴うもので、委嘱した方は5名、任期は2年でございます。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第24号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第25号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分
の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第25号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求
めることについての提案理由を申し上げます。

長与町文化振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条2項の規定により承認を求めるものでございます。

任期満了に伴うもので委嘱した方は6名、任期は2年でございます。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第25号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第26号 長与町スポーツ振興審議会等の委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第26号 長与町スポーツ振興審議会等の委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

長与町スポーツ振興審議会等の委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

前任者の人事異動に伴いまして、新たに2名の方を委嘱したもので任期は前任者の残任期間の令和3年3月までとなっております。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第26号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして議案第27号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第27号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

長与町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2項第2条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

前任者の人事異動に伴いまして新たに2名の方を委嘱いたしました。

任期は前任者の残任期間の令和3年3月までとなっております。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第27号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第28号 長与町奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第28号 長与町奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、長与町奨学資金貸付規制の申請書類に完納証明書を追加することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

附則につきまして、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用することといたしております。

以上でございます。

○勝本教育長

では、議案第28号につきまして質疑はございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

以上で議題は終わりましたが、今の件までで、何か質問等ございませんか。

ないようでしたらその他の方に移らせてもらってよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、その他として長与町学校施設長寿命化計画の策定についての説明を求めます。

○宮司教育総務課長

それでは、長与町学校施設長寿命化計画の策定について説明させていただきます。本計画の1ページ目をお開きください。

本計画策定の背景といたしましては、本町の学校施設の約6割が昭和40年代から昭和50年代に建築された施設であり、老朽化対策が課題となっております。

他の施設も含め、多くの施設整備を行っていく必要がある一方で、人口減少、少子高齢化の進展などの社会構造の変化に伴い、本町の財政は厳しくなることが予想されます。

また、文部科学省からも、令和2年度までに学校施設の個別施設計画を策定するよう求められております。

こうした背景を踏まえ、持続可能な学校施設の維持管理、安全性の確保を目指した方針・計画を検討する必要性がありました。

次に、本計画の目的について説明いたします。

本計画は、学校施設の老朽化の状況を的確に把握し、中長期的な視点での維持管理を行い、学校施設に求められる安全性、機能性を確保し、これまで以上に長く利用できるようにすることを目的とします。

またあわせてトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的とします。

次に、計画期間ですけれども、5年間としております。

ただし、社会情勢や教育環境の変化等への対応や、老朽化の状況の変化への対応が必要となった場合には、計画期間にかかわらず、見直しを行うものといたします。

計画の対象施設は、小学校5校、中学校3校、共同調理場1施設となります。

次に5ページをお開きください。

学校施設の運営状況といたしまして、施設関連経費の推移を表5に示しております。

施設関連経費は2014年度から2018年度の平均で、年約2.1億円となっております。

施設整備費の大きなものとしては、校舎や体育館の外壁改修工事や屋根防水工事になります。

次に7ページをご覧ください。

図4は40年間で建て替える従来型の管理方法を続けた場合の今後の維持更新コストの表となります。

今後40年間のコストは総額268億円。年平均6.7億円必要となります。

また、直近の10年間のコストは総額約142億円。

年平均14.2億円となり、過去の施設関連経費の約6.7倍となります。

このように、従来の建て替え中心の整備を継続することは、今後10年間に費用が集中してしまい、財政面からも限界であると言えます。

このため、今後は、計画的な維持管理を行い、学校施設の長寿命化、計画的な修繕計画によって、維持費用の縮減平準化を図る必要があります。

では、長寿命化型の管理方法に切りかえた場合について説明いたします。

10ページをお開きください。

図6は、長寿命化型の今後の維持更新コストの表となります。

長寿命化することにより、80年建物を使用した場合、今後40年間のコストは257億円。

年平均6億円となり、従来型の改築中心のコスト268億円より4%縮減でき、今後10年間のコストは87億円となり、従来型のコスト142億円より39%の縮減ができ、平準化を図ることが可能となります。

ただ、今後10年間に、過去の経費と比べても4.1倍のコストがかかるなど、本町の財政状況では対応できない可能性があるため、持続可能な学校施設の維持管理、安全性の確保を図るための、より効果的な改修方法の検討などが重要となります。

これを踏まえ、次に学校施設整備の基本的な方針についてです。

公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、安全性や品質の確保を最優先とした計画的な維持管理を行い、コストの縮減及び平準化を図ります。

また、定期的な各施設の劣化状況の把握を行い、修繕計画に反映し、これまで以上に長く利用できるように長寿命化に努めます。

特に、屋根・屋上や、外壁の防水性の低下は躯体の寿命に大きく影響するため、優先的な改修に努めます。

まずは、全面的な屋根防水工事、外壁改修工事を中心に実施し、経年劣化による機能低下に対する機能回復と構造躯体の延命化を図ります。

機能回復が完了した時点で、残りの使用年数、躯体外の部位の改修を含めた更新時期を管理し、予防保全に切りかえ、計画的な更新、修繕に努めていくことにより、学校施設の健全化を図ります。

続きまして、15ページ目をご覧ください。

先ほどの基本的な方針を踏まえた長寿命化の実施計画についてです。

改修等の優先順位については、屋上・屋根、外壁の改修を優先的に行い、施設の安全の確保と構造躯体を守り、機能回復を図ることを最優先に実施します。

施設保全の優先度は、現在のところ、表11のように考えておりますが、財政状況その他諸条件を考慮しながら、実施計画を検討していきます。

次に、16ページ目をご覧ください。

先ほど説明したように、長寿命化型に単純に移行するのみでは、今後の財政見込みを大幅に上回る結果となり、各5年間の施設関連経費、年平均2.1億円の規模で平準化することは難しい状況です。

そのため、今後5年間の計画は、改修等の優先順位を考慮して2.8億円規模の施設関連経費を見込み、安全性の確保、機能回復を最優先に考え、費用を平準化します。

以上の考え方をもとに進めていきたいと考えております。

ただ、本計画の17ページ目にも記載させていただいておりますが、現在考えております実施計画で進めた場合でも、過去5年間の整備費が約3倍に増加することとなります。

そのため、長寿命化にとどまらない対応方策により、維持更新コストの縮減、財源確保により、財政制約ラインとの乖離を埋める必要があります。

本計画は、学校施設の改修等の優先順位を設定するものであり、より優先されるべき劣化状況を把握するために本計画を活用し、安全性の確保を最優先に考え、今後、個別の改修年度、事業費の見直しを行い、事業の進捗状況、劣化状況に応じて本計画を見直すものとしてまとめております。

以上で、長与町学校施設の長寿命化計画の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○勝本教育長

今の説明で何か質問等はございませんか。

○古賀委員

簡単に言うと、あまり古くならうちに、費用を抑えて修繕をしようということでもよろしいですか。

○宮司教育総務課長

この計画を策定した理由というのが、全国どこでも建物が老朽化をしており、今までは改築、取り壊して新しい校舎を建て替えという考え方のもとで行われていたので、建物に対して、維持目的での屋根の防水工事や外壁を塗りかえるというような工事等というのは、それほど行われない状況が続いておりました。

これは長与町においても同じような状況で、長与町の場合、長く建物を使うための予算でさえも、今までに掛けていた費用が少なかつたものですから、財政面も検討して、最低ラインを抑えながら、まず、外壁の改修とか、屋根の防水について最優先で行っていくという計画を現在立てております。

以上です。

○勝本教育長

今の説明でよろしかったでしょうか。

○古賀委員

はい、ありがとうございました。

小学校・中学校も大事だと思いますけど、他にも建物、館関係があると思いますが、そちらの方もこういった形で今後取り組んでいくように、方向転換していこうという考えはあるのでしょうか。

○北野生涯学習課長

はい、お答えします。小・中学校以外の施設につきましても、長与町施設等総合管理計画というものがあつて、これは小中学校外になるのですけれども、計画としては全く同じような考え方、同じようなやり方で計画的に修繕・改修を行っていく予定にしております。

以上です。

○勝本教育長

今の説明でよろしいでしょうか。

○古賀委員

はい。

○勝本教育長

他ございませんでしょうか。

○廣田委員

御説明ありがとうございました。

何でもそうですが資源には限りがあると思います。今回学校訪問をさせていただいて、空調等の使い方、それを動かす電気代とかどうなるのだろうかというのを心配いたしました。

現場にいて、なかなかこの「長寿命化計画」とかは、管理職まで入ってこないです。事務まではきちんと入ってきて、計画的にするのですが、内部では「やっぱり町は何もしてくれない」、「いくら言ってもやってくれない」ということで、話を落ちつかせてしまうということがあります。

ですので、やはりこういう計画は、それぞれの学校もそうですが、館も長寿命化計画でやるように、内容をきちんと理解していただいて、無駄なところは無駄だとして、それを別のところに回せるように、行政関係だけではなく、それ以外のところの協力というのも得て、どちらも力を合わせながらやっていけるといいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○勝本教育長

他ございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

事務局の方から他ございませんか。

○山本教育次長

事務局からはございません。

○勝本教育長

ないようでしたら、これもちまして、6月の定例教育委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。